

京大生逮捕について（3）

【ご意見・ご要望】（投稿日：2017年11月17日）

ホームページの「本学学生等の逮捕について」（2017年10月31日付）では本件について、「犯罪行為を行った」とあたかも有罪であるかのように決めつけている。

しかし当該学生は未だ起訴されておらず、刑事司法としては有罪か無罪かの判断はまだ下されていない。

あなた方も、刑事司法に頼るのであれば、「犯罪行為を行った」とあたかも有罪であるかのように決めつけるのではなく、有罪か無罪かの判断は保留すべきではないか？

（被疑者の学生が京大生であることを踏まえれば、ますますそう思う。）

【回答】（回答日：2017年11月24日）

（学生担当理事・副学長 川添信介）

大学の業務を暴力により妨害した行為が事実としてあったと本学は認識しており、それは犯罪行為にあたると考えます。